

収入保険の事業規程の変更について

○変更する旨

収入保険につきまして、

農業経営収入保険の加入要件である青色申告書の提出期間の算定方法を変更する農業保険法施行規則の改正が行われたため、事業規程の変更をいたします。

現行規定では、新規就農者の事業開始年の青色申告実績の取扱いについて、個人の場合、事業開始年に事業実施期間が1年未満であっても、「基準収入金額の算定期間」に一律に含めることとなっている一方で法人の場合、事業年度の始期変更等により、事業期間が1年未満となる場合がありますが、1年未満の事業期間の青色申告実績は「基準収入金額の算定期間」に含めないこととしております。

これを個人、法人にかかわらず、事業開始年の事業実施期間が1年未満である場合は、当該期間を「基準収入金額の算定期間」に含めるかについて、加入者の選択に委ね、新規加入時の選択制といたします。

○変更点

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;">全国農業共済組合連合会事業規程</p> <p>第2章 農業経営収入保険事業 第1節 通則</p> <p>(保険資格者)</p> <p>第4条 保険資格者は、次に掲げる全てに該当する農業者します。</p> <p>(1) 次に掲げる期間が、青色申告提出年に該当すること。</p> <p>① 個人の場合、加入申請の日（以下「加入申請日」といいます。）の属する年の前年</p> <p>② 法人の場合、加入申請日の属する事業年度（連結親法人（当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含みます。以下同じ。）にあっては、連結事業年度。以下同じ。）の前事業年度</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>2 前項の「青色申告提出年」とは、個人又は法人（連結親法人を含みます。）ごとに、その提出する青色申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書、法人税法（昭</p>	<p style="text-align: center;">全国農業共済組合連合会事業規程</p> <p>第2章 農業経営収入保険事業 第1節 通則</p> <p>(保険資格者)</p> <p>第4条 保険資格者は、次に掲げる全てに該当する農業者します。</p> <p>(1) 次に掲げる期間が、青色申告提出年に該当すること。</p> <p>① 個人の場合、加入申請の日（以下「加入申請日」といいます。）の属する年の前年</p> <p>② 法人の場合、加入申請日の属する事業年度（連結親法人（当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含みます。以下同じ。）にあっては、連結事業年度。以下同じ。）の前事業年度</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>2 前項の「青色申告提出年」とは、個人又は法人（連結親法人を含みます。）ごとに、その提出する青色申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書、法人税法（昭</p>

<p>和 40 年法律第 34 号) 第 2 条第 37 号に規定する青色申告書又は同条第 32 号に規定する連結確定申告書をいいます。以下同じ。)の対象となる年(事業年度を含みます。以下同じ。)をいいます。ただし、所得税法第 67 条の規定の適用を受けた年以前の年及びその期間の収入につき青色申告書を提出しなかった年より前の年を除きます。</p>	<p>和 40 年法律第 34 号) 第 2 条第 37 号に規定する青色申告書又は同条第 32 号に規定する連結確定申告書をいいます。以下同じ。)の対象となる年(事業年度を含みます。以下同じ。)をいいます。ただし、<u>1 年間に満たない事業年度</u>、所得税法第 67 条の規定の適用を受けた年以前の年及びその期間の収入につき青色申告書を提出しなかった年より前の年を除きます。</p> <p>(注) 第 37 条第 3 項の規定により、<u>農業経営の承継又は譲渡があった場合には、1 年に満たない事業年度を青色申告提出年に含める場合があります。</u></p>
<p>(基準収入金額)</p> <p>第10条 全国連合会は、保険資格者の加入申請日の属する年までの各青色申告提出年(5 年を限度とします。)の農業収入金額(1 年間を超える事業年度があるときは、当該事業年度の開始の日から 1 年を経過した日以後の期間に係る部分の金額を除きます。以下この条において同じ。)の平均額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとします。</p> <p>2 保険資格者は、前項の青色申告提出年のうち、新たに事業を開始した年(法人にあっては、<u>事業年度</u>)であってその期間の農業収入金額が 0 円であるものがあるとき又は新たに事業を開始した年であって<u>事業に従事した期間が 1 年に満たないもの(法人にあっては、新たに事業を開始した事業年度であってその期間が 1 年に満たないもの)</u>があるときに、その年(又は事業年度)以外の青色申告提出年の農業収入金額を用いて基準収入金額を算定する旨の申出をすることができます。この場合には、全国連合会は、前項の規定にかかわらず、その年(又は事業年度)以外の各青色申告提出年の農業収入金額の平均額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとします。<u>ただし、当該申出をすることができるのは、前年の収入保険に加入していない者に限ります。</u></p>	<p>(基準収入金額)</p> <p>第10条 全国連合会は、保険資格者の加入申請日の属する年までの各青色申告提出年(5 年を限度とします。)の農業収入金額(1 年間を超える事業年度があるときは、当該事業年度の開始の日から 1 年を経過した日以後の期間に係る部分の金額を除きます。以下この条において同じ。)の平均額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとします。</p> <p>2 保険資格者は、前項の青色申告提出年のうち、新たに事業を開始した年であってその期間の農業収入金額が 0 円であるものがあるときは、その年以外の青色申告提出年の農業収入金額を用いて基準収入金額を算定する旨の申出をすることができます。この場合には、全国連合会は、前項の規定にかかわらず、その年以外の各青色申告提出年の農業収入金額の平均額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとします。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>

○効力発生時期

この規程の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以後に保険期間が開始する収入保険の保険契約から適用する。